

退職金規程



医療法人あかつき会

平成26年 2月 1日改定

退職金規程

- 第1条 本規程は、就業規則第46条の定めに基づき、医療法人あかつき会（以下「あかつき会」という）に勤務する職員の退職金に関する事項について定めたものである。
- 第2条 本規程は、就業規則第2条に定める職員（以下「職員」という）に適用する。
- 第3条 満3年以上勤務し、退職した職員には退職金を支給する。
- 第4条 懲戒解雇、若しくはこれに準ずる理由によって解雇、もしくは退職した者及び、就業規則に規定されている正当な手続きを経ずに退職した者は退職金を支給しない。
- 第5条 休職期間は勤続年数に加算しない。
また、計算期間で1年未満の端数は切り捨てる。
- 第6条 退職金は退職日より起算して3カ月以内に支給する。
- 第7条 退職金の支給額は次表による係数に退職時の基本給を乗じて得た額とする。

〔支給係数〕

勤続 年数	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
係数	1.0	1.4	1.9	2.5	3.2	4.0	4.9	5.9	6.9	8.1	9.4	10.8	12.3

以下、1年を超える満1年毎に0.5増とする。

付 則

1. 本規程は平成26年2月1日より改定して施行する。